

令和9年度県立高等学校入学者選抜における入学検査料の還付について

入学検査料を還付できる場合

新潟県立学校条例により、「納めた入学検査料は、入学者選抜検査を受けなかった場合においても還付しない」と定められていますが、次の場合は、口座振替による還付に応じます。

詳しくは、担当（新潟県教育庁高等学校教育課教育情報化推進担当）まで相談してください。

- 新潟県公立学校ウェブ出願システムを利用し、入学者選抜の入学検査料として所定の額を納付したが、該当する出願手続（在籍する学校から志願先の学校への提出）を完了しなかった場合

【還付対象一覧（県立高等学校の場合）】

事 象	申請先	還付額
・ 新潟県立高等学校（全日制課程）を志願先として登録し、入学検査料を納付したが、出願手続を完了しなかった。	県	2,200
・ 新潟県立高等学校（定時制課程）を志願先として登録し、入学検査料を納付したが、出願手続を完了しなかった。	県	950
・ 新潟県立高等学校（全日制課程）を志願先として登録し、入学検査料を納付したが、その後、定時制課程に変更して出願手続を完了した。	県	1,250

※ 県立高等学校を志願先として登録し、入学検査料を納付したが、出願手続を完了する前に志願先を新潟市立高等学校に変更する場合は、改めて新潟市に入学検査料を納付する必要があります。（県立高等学校に対する入学検査料は還付対象となります）

※ 先に新潟市立高等学校を志願先として出願手続をおこなった場合の還付の取扱いについては、新潟市教育委員会に確認してください。

還付方法

「入学検査料還付請求書」により、入学検査料還付の請求をしていただき、請求書受付後、1か月を目途に、請求者ご本人の銀行口座に振込みます。

還付申請に必要なもの

1. 還付請求書
2. 請求者ご本人名義の銀行口座

（参考）還付請求書記載例

※記入の際は記入例を確認。

受付場所

郵送での受付

送付先	電話番号
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 新潟県教育庁高等学校教育課 教育情報化推進担当 行	025-280-5634

受付期間（令和9年度入学者選抜）

令和9年2月19日（金）～3月15日（月）